

令和5年8月25日

南部町長 陶山 清孝 様

南部町行財政運営審議会

会長 西谷 公志



南部町行財政運営審議会に付された諮問事項について（答申）

令和5年8月10日付発南第5751号で本審議会に諮問をされた「新たに設置する保育園の整備及び運営方法について」に対し、下記のとおり答申する。

記

本審議会では、南部町が提示した「新たな方法として、町が建物を整備し、児童福祉法に基づく公私連携型保育園制度により当該建物を保育園運営法人に貸与し、保育園運営法人が当該建物を活用して「私立保育園」を運営する方法」について検討した結果、当該方法が妥当であると判断する。

その理由は下記のとおりである。

- 1 保育園の整備運営方法に係る令和3年2月26日付の諮問に対する同年10月15日付の答申（以下「令和3年10月答申」という。）において「総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当である」とする理由のひとつに「町の財政負担が軽減される」ことを挙げており、今回提示された方法は、他の方法と比較した結果、町の財政面において有利であると判断できること
- 2 令和3年10月答申でも述べた通り、認可保育園の利用認定及び保育料については、法制度上、公立と私立に大きな違いはなく、また、公私連携協定に基づき、保育園の運営に関しては町も関与していくことが明らかであるため、利用者への影響はないこと

なお、今回、保育園の整備及び運営方法に関し、新たな方法が示されたことについて、令和3年10月答申を踏まえ、審議会として次のとおりの意見を付す。

- 1 これまで町が行ってきた説明と異なる点があるため、利用者はもとより、広報等を通じて町民に対しても改めて制度等を分かりやすく説明されたい。
- 2 町は、民間事業者に対し、当該事業者がより良い保育の提供と恒久的な事業継続ができるよう支援を図られたい。
- 3 保育園事業者に対し、現在雇用されている者の継続雇用を要望されたい。

4 答申

以上の審議を経て、本審議会では、新たに設置する保育園の整備及び運営方法について検討した結果、答申書のとおり答申する。

【おわりに】

本諮問がなされることに至った原因のひとつが提出された資料の誤りであり、その誤りが令和3年10月答申の理由に影響を及ぼす内容であったことは残念である。誤りは制度の確認不足という基本的な部分から生じたところであり、今後、このような事象が繰り返されることのないよう、職員個人ではなく、組織全体が相互にチェックする体制とするよう要望する。

南部町行財政運営審議会委員

役 職	氏 名
会 長	西谷 公志
副会長	山本美樹子
委 員	山中 文雄
〃	糸田 雅樹
〃	佐伯 正洋
〃	山本 尚人
〃	倉間 秀樹
〃	赤井 伸江
〃	山本 明雄

南部町行財政運営審議会 答申にあたって

南部町行財政運営審議会（以下「本審議会」という。）は、令和５年８月１０日に南部町長（以下「町長」という。）より新たに設置する保育園の整備及び運営方法についてについて諮問を受けた。

本審議会では、諮問に対し審議会を開催し、慎重かつ活発な議論を重ね、審議会としての考え方を答申として以下のとおりまとめた。

令和５年８月２５日

南部町行財政運営審議会

会長 西谷 公志



（１）新たに設置する保育園の整備及び運営方法に関する背景

（１）保育園の整備及び運営方法に関する議論

現在、公設民営（指定管理）により運営している２園（つくし保育園及びさくら保育園）を将来どのように運営していくかについて、令和３年２月２６日付で本審議会に対し町長から諮問がなされ、４回の審議会を開催し、南部町（以下「町」という。）から提出された資料及び町の説明を基に慎重審議を行い、令和３年１０月１５日付で「民設民営を目指すのが適当である」との答申を行った。

（２）保育園の整備に関する資料の訂正について

令和５年７月３１日開催の第４７回行財政運営審議会において、令和３年１０月１５日付けの答申に至る議論の資料として町が提出した資料に誤りがあったとの報告を受けた。

内容は、統合保育園建設に係る町財政負担試算に関して、民間事業者が保育園を建設した場合に交付される「保育所等整備交付金」の交付額を当初事業費の７５％相当額である４５０,０００千円と試算していたが、交付上限があるため１８０,１５０千円の交付となるというものであり、保育園建設に係る負担について再計算したところ、公設公営・公設民営（町が保育園を建設する）が民設民営（民間事業者が保育園を建設する）より町の負担が少なくなり、当初の試算と逆になる結果となった。

（３）新たな保育園の整備及び運営方法について

当初、町は、私立保育園とは「民間が建物を建て、民間が運営すること」と解釈しており、町が建物を建設した場合は、運営が民間であっても公立（町立）保育園となると考えていた。

しかしながら、公私連携型保育園制度を活用し、町が整備した建物を民間が借りて保育園の運営を行う場合も私立保育所となることが判明した。

（４）当審議会への諮問について

令和５年７月３１日開催の第４７回行財政運営審議会でも町からの報告を受け検討したところ、資料の訂正は町財政に影響はあるものの令和３年１０月１５日付答申すべてを覆すものではなく、訂正箇所の確認及び町からの新たな提案について改めて審議することとした。

2 確認内容と課題の整理

本審議会では、諮問事項に関する内容について、以下のとおり確認し、課題の整理を行った。

(1) 訂正箇所の確認

民間事業者が保育園を建設した場合に交付される「保育所等整備交付金」（現在の名称は「就学前教育・保育施設整備交付金」）の交付額を当初事業費の75%相当額である450,000千円と試算していたが、交付上限があり180,150千円の交付となることを交付要綱により確認。

建設に係る町の負担について再計算したところ、公設公営・公設民営が民設民営より町の負担が少なくなり、当初の試算と逆になる結果を確認。

<建設に係る町の実質負担額>

町の実負担	公設公営・公設民営	民設民営
当初	419,646千円	413,820千円
訂正	419,646千円	483,835千円

(2) 「公立保育園」、「私立保育園」の区分の整理

「公立保育園」は「町が建物を建て、町が運営」（公設公営）及び「指定管理」（公設民営）、「私立保育園」は「民間が建物を建て、民間が運営」（民設民営）と整理していたが、町が提案する「町が建設する建物を借り受け、民間が運営」の場合も「私立保育園」であると整理した。

(3) 保育園の整備及び運営方法ごとの町の財政負担の比較

次の3つの場合において町が財政負担する金額を試算し、金額を比較した。

①町が「公立保育園」として施設を建設し、指定管理者制度を活用して運営する方法

②民間事業者が建物を建設し、当該民間事業者が町の支援を受けて「私立保育園」として運営する方法

③町が建物を整備し、児童福祉法に基づく公私連携型保育園制度により当該建物を保育所運営法人に貸与し、保育園運営法人が当該建物を活用して「私立保育園」を運営する方法（新たな整備運営方法）

3 審議について

以上の背景と確認、課題整理を踏まえ、本審議会では、諮問事項について以下のとおり検討を行った。

(1) 新たな整備運営方法について

町が建物を整備し、民間事業者に貸し付けることは「公設民営」の指定管理と同じであり「公立保育園」となるのではないかとの意見があったが、「公設民営」の指定管理の保育園の設置者は町であるのに対し、新たな整備運営方法による設置者は民間事業者であり「私立保育園」であることを確認した。

なお、新たに設置される保育所が「私立」であることに関しては、令和3年10月答申で「認可施設の利用認定、保育料については制度上、公営、民営での違いはなく利用者への影響がないこと」、「保育士確保のため柔軟な対応ができること」と判断しており、このたびの町提案の「新たな方法」はその判断を変えるものではない。

(2) 財政負担について

2の(3)において示された3つの場合における町の財政負担について、検討した結果、町が提案する新たな整備運営方法が有利であると判断した。